

東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している 場合等の取扱いについて

平成23年3月17日
総務省自治行政局

(課題)

東北地方太平洋沖地震に伴う庁舎の壊滅等により、

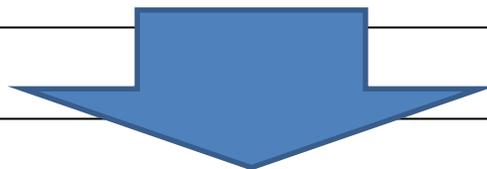
(1) 市区町村の住民基本台帳が滅失

(2) 都道府県の住基ネット用サーバが使用不能



住民の安否確認

被災住民の支援活動に支障



(対応)

(1) 市区町村の住民基本台帳が被災により使用できない場合

→ 市区町村が都道府県及び全国センターに保存された

本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所等)を確認

※ 市区町村のコミュニケーションサーバ(住基ネット専用の電子計算機)が被災により使用できない場合
被災した市区町村の職員が、他の市区町村長の同意を得て、他の市区町村のコミュニケーションサーバを
活用し、被災市区町村の住民の本人確認情報を確認。

〔 この場合において、他の市区町村の職員を被災した市区町村の職員に併任することで、他の市区町村の
コミュニケーションサーバを活用し、被災市区町村の住民の本人確認情報を確認することも可能。 〕

(2) 都道府県の住基ネット用サーバが被災により使用できない場合

→ 都道府県が全国センターに保存された本人確認情報を確認